

議案第 1 号

平成29年度富山県一般会計予算

平成29年度富山県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 547,441,880 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をする場合と定める。

平成29年2月27日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県 税		137,001,000
	1 県 民 税	44,397,000
	2 事 業 税	27,758,000
	3 地 方 消 費 税	32,394,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,413,000
	5 県 た ば こ 税	1,176,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	293,000
	7 自 動 車 取 得 税	1,263,000
	8 軽 油 引 取 税	10,531,000
	9 自 動 車 税	16,769,000
	10 鋳 区 税	1,000
	11 狩 猟 税	6,000
2 地方消費税清算金		38,623,779
	1 地方消費税清算金	38,623,779
3 地方譲与税		19,480,001
	1 地方法人特別譲与税	17,216,000

	2 地方揮発油譲与税	2,115,000
	3 石油ガス譲与税	109,000
	4 航空機燃料譲与税	40,000
	5 地方道路譲与税	1
4 地方特例交付金		344,000
	1 地方特例交付金	344,000
5 地方交付税		128,100,000
	1 地方交付税	128,100,000
6 交通安全対策特別交付金		316,000
	1 交通安全対策特別交付金	316,000
7 分担金及び負担金		2,849,903
	1 分担金	313,123
	2 負担金	2,536,780
8 使用料及び手数料		9,875,932
	1 使用料	7,884,003
	2 手数料	1,991,929
9 国庫支出金		55,932,327
	1 国庫負担金	20,834,711
	2 国庫補助金	33,899,874

一般会計

	3 委 託 金	1,207,742
10 財 産 収 入		1,582,448
	1 財 産 運 用 収 入	508,809
	2 財 産 売 払 収 入	1,073,639
11 寄 附 金		61,955
	1 寄 附 金	61,955
12 繰 入 金		14,071,287
	1 特 別 会 計 繰 入 金	7,143,773
	2 基 金 繰 入 金	6,927,514
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		77,111,247
	1 延 滞 金、 加 算 金 料 及 び 過 料	153,910
	2 県 預 金 利 子	2,870
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	502,295
	4 貸 付 金 元 利 収 入	61,060,263
	5 受 託 事 業 収 入	1,275,016
	6 収 益 事 業 収 入	3,250,041
	7 雑 入	10,866,852

一般会計

15 県	債		62,092,000	
		1 県	債	62,092,000
歳 入		合 計		547,441,880
歳 出				(単位 千円)
	款	項	金 額	
1 議 会 費			1,077,803	
		1 議 会 費	1,077,803	
2 総 務 費			21,423,011	
		1 総 務 管 理 費	8,709,093	
		2 企 画 費	4,177,218	
		3 自 然 保 護 費	1,180,781	
		4 徴 税 費	4,605,557	
		5 市 町 村 振 興 費	892,913	
		6 選 挙 費	17,087	
		7 防 災 費	1,212,757	
		8 統 計 調 査 費	353,275	
		9 人 事 委 員 会 費	129,602	
		10 監 査 委 員 費	144,728	
3 民 生 費			52,598,043	

一般会計

	1 社会福祉費	38,790,167
	2 児童福祉費	13,417,711
	3 生活保護費	335,537
	4 災害救助費	54,628
4 衛生費		31,132,296
	1 公衆衛生費	20,499,851
	2 環境衛生費	1,087,637
	3 保健所費	1,528,730
	4 医務費	5,737,786
	5 薬務費	1,151,478
	6 公害防止費	1,126,814
5 労働費		2,303,090
	1 労政費	527,678
	2 職業訓練費	1,325,634
	3 失業対策費	377,955
	4 労働委員会費	71,823
6 農林水産業費		37,999,496
	1 農業費	8,416,645
	2 畜産業費	727,772

	3 農 地 費	14,981,048
	4 林 業 費	11,941,025
	5 水 産 業 費	1,933,006
7 商 工 費		58,191,128
	1 商 業 費	51,487,321
	2 工 鉱 業 費	5,360,792
	3 観 光 費	1,343,015
8 土 木 費		60,159,805
	1 土 木 管 理 費	1,753,655
	2 道 路 橋 り ょ う 費	25,116,820
	3 河 川 海 岸 費	15,182,560
	4 港 湾 費	6,412,165
	5 都 市 計 画 費	10,482,749
	6 住 宅 費	1,211,856
9 警 察 費		24,446,384
	1 警 察 管 理 費	23,907,448
	2 警 察 活 動 費	538,936
10 教 育 費		105,973,713
	1 教 育 総 務 費	8,684,670

	2 小 学 校 費	33,526,066
	3 中 学 校 費	19,070,577
	4 高 等 学 校 費	25,679,889
	5 特 別 支 援 学 校 費	9,782,846
	6 大 学 費	3,678,976
	7 社 会 教 育 費	3,707,971
	8 保 健 体 育 費	1,842,718
11 災 害 復 旧 費		5,248,128
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,458,310
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,789,818
12 公 債 費		92,417,176
	1 公 債 費	92,417,176
13 諸 支 出 金		54,271,807
	1 諸 支 出 金	54,271,807
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		547,441,880

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10教育費	9大学費	公立大学法人 施設整備費	8,254,610	平成29年度	1,032,826
				平成30年度	4,126,734
				平成31年度	3,095,050

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山県庁情報通信網整備事業	平成30年度から 平成34年度まで	156,499
電子自治体システム整備事業	平成30年度から 平成34年度まで	43,049
印刷広報費	平成30年度	2,900
税オンラインシステム整備事業	平成30年度	16,328
富山県福祉施設支援資金貸付事業損失補償 1 相手方 社会福祉法人富山県社会福祉協議会 2 損失補償の対象 貸付事業に係る未収債権であって、当該年度終了後3箇月を経過してもなお回収できなかった額	平成30年度から 平成37年度まで	平成29年度の貸付事業に係る貸付事業費の30%に相当する額の範囲内
生活保護版レセプト管理システム保守管理事業	平成30年度から 平成34年度まで	2,627
元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業損失補償 1 相手方 公益財団法人富山県新世紀産業機構(以下「機構」という。) 2 損失補償の対象	投資債務保証事業については 平成29年度から 平成41年度まで 融資債務保証事業については 平成29年度から 平成38年度まで	47,000

<p>元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業において、投資債務保証事業又は融資債務保証事業につき機構が代位弁済した額及び直接投資事業につき機構の損失が発生した場合の損失額に10分の7を乗じて得た額の合計額の範囲内</p>	<p>直接投資事業については平成29年度から平成39年度まで</p>	
<p>中小企業制度融資損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 富山県の制度融資（小口事業資金あっせん保証融資資金、経営安定資金連鎖倒産防止枠）について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	<p>平成29年度</p>	<p>33,000</p>
<p>創業支援資金（創業者枠）及び新事業展開支援資金（経営革新枠）損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 創業支援資金（創業者枠）及び新事業展開支援資金（経営革新枠）について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	<p>平成29年度</p>	<p>19,000</p>
<p>経営安定資金企業再生支援枠損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会</p>	<p>平成29年度から平成41年度まで</p>	<p>16,000</p>

2 損失補償の対象 経営安定資金企業再生支援枠について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額		
緊急経営改善資金損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 緊急経営改善資金について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額	平成29年度から 平成41年度まで	26,000
富山勤労総合福祉センター 設備等整備費元利償還金補助 相手方 一般財団法人富山勤労総合福祉センター	平成30年度から 平成34年度まで	元金27,896千円及びその利子の範囲内
とやま自遊館中央監視装置 ・自動制御機器更新事業費 元利償還金補助 相手方 一般財団法人富山勤労総合福祉センター	平成30年度から 平成39年度まで	元金69,788千円及びその利子の範囲内
民間委託職業訓練事業	平成30年度	110,703
農業近代化資金利子補給 1 相手方 農業協同組合その他の融資機関 2 資金の種類 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）に基づく資金	平成30年度から 平成49年度まで	年4.2%以内の利子補給 165,251

<p>3 利子補給の対象となる貸付金 1,500,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 20年以内</p>		
<p>農業振興資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 富山県農業振興資金融通要綱（平成12年農経第869号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 農業経営安定資金 200,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>平成30年度から 平成36年度まで</p>	<p>年3.5%以内の利子補給 6,422</p>
<p>球根優良品種導入資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 富山県球根優良品種導入資金融通要綱（昭和44年農政第1049号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 球根優良品種導入資金 40,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 3年以内</p>	<p>平成30年度から 平成32年度まで</p>	<p>年2.0%以内の利子補給 660</p>
<p>農業担い手育成強化資金利子補給</p>	<p>平成30年度から 平成36年度まで</p>	<p>年1.4%以内の利子補給 768</p>

<p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 富山県農業担い手育成強化資金利子補給金交付要綱（平成13年富山県農林水産部長通知農経第 679号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>		
<p>畜産特別資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 経営改善計画に基づき、借入金の償還軽減のため、農業協同組合その他の融資機関が畜産経営体に貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 25年以内</p>	<p>平成30年度から 平成54年度まで</p>	<p>年 0.5 %以内の利子補給 2,884</p>
<p>中山間地域活性化資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 中山間地域の農業を総合的に振興し、地域の活性化を図るため、知事が定</p>	<p>平成30年度から 平成54年度まで</p>	<p>年 2.5 %以内の利子補給 6,791</p>

<p>める要綱に基づき貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 60,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 25年以内</p>		
<p>農業経営基盤強化資金利子助成補助</p> <p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 日本政策金融公庫資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>平成30年度から 平成36年度まで</p>	<p>年0.5%以内の利子補給 2,166</p>
<p>農業経営負担軽減支援資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 農家の既往債務の軽減を図るため、知事が定める要綱に基づき貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 200,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 15年以内</p>	<p>平成30年度から 平成44年度まで</p>	<p>年2.5%以内の利子補給 21,928</p>
<p>新規就農者特別保証制度損失補償</p> <p>1 相手方</p>	<p>平成29年度</p>	<p>1,500</p>

<p>富山県農業信用基金協会 (以下「協会」という。)</p> <p>2 損失補償の対象 富山県が協会と締結する 損失補償契約の対象とな る債務保証につき、協会 が代位弁済した額と保険 金受領額との差額</p>		
<p>富山県農林水産公社事業資 金損失補償</p> <p>1 相手方 公益社団法人全国農地保 有合理化協会</p> <p>2 損失補償の対象 公益社団法人全国農地保 有合理化協会が富山県農 林水産公社に農地中間管 理事業農地売買事業資金 を貸し付けたことについ て損失を受けた場合のそ の損失</p>	<p>平成29年度から 平成38年度まで</p>	<p>元金 108,000 千円及び延滞 金並びに違約金相当額</p>
<p>県営農村地域防災減災事業 栃丘地区円野ため池堤体改 修工事</p>	<p>平成30年度</p>	<p>170,000</p>
<p>県営農村地域防災減災事業 岩田池地区岩田池堤体改修 工事</p>	<p>平成30年度</p>	<p>110,000</p>
<p>県営農村地域防災減災事業 四ヶ村地区四ヶ村頭首工起 伏堰製作据付工事</p>	<p>平成30年度から 平成31年度まで</p>	<p>120,000</p>
<p>県営農村地域防災減災事業 四ヶ村地区四ヶ村頭首工改 修工事</p>	<p>平成30年度から 平成31年度まで</p>	<p>400,000</p>

<p>県営農村地域防災減災事業 柴田屋・上津地区水門掘付 土木工事</p>	<p>平成30年度</p>	<p>65,000</p>
<p>富山県農林水産公社事業資 金損失補償</p> <p>1 相手方 (株)日本政策金融公庫（以 下「公庫」という。）</p> <p>2 損失補償の対象 公庫が富山県農林水産公 社（以下「公社」という。） に造林資金 664,310 千円 を貸し付けたことにつ いて損失を受けた場合のそ の損失</p>	<p>公庫が、公社に資金を貸し 付けたときから当該貸付金 の最終償還期限到来後10箇 月の期間が満了し、公庫が 補償の履行日として指定す る日まで</p>	<p>貸付金の最終償還期限到来 後10箇月の期間満了の日 （以下「損失確定日」とい う。）において、公庫が弁 済を受けていない元金 664,310 千円、その利子 （遅延利息を含む。）及び 損失確定日の翌日から補償 履行日まで年11%の割合に よる利子の範囲内</p>
<p>富山県農林水産公社事業資 金損失補償</p> <p>1 相手方 北陸銀行その他の金融機 関</p> <p>2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機 関が富山県農林水産公社 に造林資金47,389千円を 貸し付けたことにつ いて損失を受けた場合のその 損失</p>	<p>平成29年度から 平成39年度まで</p>	<p>元金47,389千円及びその利 子の範囲内</p>
<p>富山県農林水産公社事業資 金損失補償</p> <p>1 相手方 北陸銀行その他の金融機 関</p> <p>2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機 関が富山県農林水産公社 に造林資金 3,146,045 千 円を貸し付けたことにつ</p>	<p>平成29年度から 平成30年度まで</p>	<p>元金 3,146,045 千円及びそ の利子の範囲内</p>

<p>いて損失を受けた場合の その損失</p>		
<p>漁業近代化資金利子補給</p> <p>1 相手方 富山県信用漁業協同組合 連合会その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 漁業近代化資金融通法 (昭和44年法律第52号) 富山県漁業近代化資金制 度実施要綱に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる 貸付金 400,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 20年以内</p>	<p>平成30年度から 平成50年度まで</p>	<p>年1.8%以内の利子補給 54,710</p>
<p>漁業近代化資金損失補償</p> <p>1 相手方 富山県漁業信用基金協会</p> <p>2 損失補償の対象 中小漁業融資保証法(昭 和27年法律第346号)に 基づき債務保証したもの につき代位弁済した額</p>	<p>平成29年度</p>	<p>1,000千円の範囲内におい て代位弁済したとき知事が 認めた額</p>
<p>漁業経営安定等資金利子補 給</p> <p>1 相手方 富山県信用漁業協同組合 連合会その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 漁業経営の維持安定等を 図るため、中小漁業者等 に貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる 貸付金 600,000千円以内</p>	<p>平成30年度から 平成45年度まで</p>	<p>年1.6%以内の利子補給 42,559</p>

4 利子補給期間 15年以内		
電子納品推進事業	平成30年度から 平成34年度まで	4,109
富山県道路公社事業資金債務保証 1 相手方 北陸銀行その他の金融機関 2 債務保証の対象 富山県道路公社が能越自動車道有料道路事業運転資金に充てる借入金に係る債務	平成29年度から 平成39年度まで	元金1,100,000千円及びその利子相当額
一般国道471号ウシクルビ谷橋上部工委託工事	平成30年度から 平成31年度まで	710,000
一般県道能町停車場線JR氷見線高岡往来踏切拡幅委託工事	平成30年度	300,000
一般国道472号十三石橋上部工工事	平成30年度から 平成31年度まで	470,000
一般県道藪田下田子線北の橋上部工工事	平成30年度	400,000
主要地方道富山立山公園線利田高架橋上部工工事	平成30年度	550,000
富山県総合運動公園陸上競技場大型映像装置更新工事	平成30年度	100,000
富山県富岩運河環水公園、富岩運河環水緑地及び富岩運河管理事業	平成30年度から 平成31年度まで	18,370

県民公園太閤山ランドプール広場塗装工事	平成30年度	20,000
建築行政共用データベースシステム整備事業	平成30年度から平成33年度まで	1,897
電子収納システム導入事業	平成30年度	2,424
共通事務効率化推進事業	平成30年度から平成32年度まで	94,097
県立学校情報教育設備整備事業	平成30年度から平成34年度まで	139,264
教育ネット利用事業	平成30年度から平成34年度まで	13,013
自動車保有関係手続管理器材整備事業	平成30年度から平成34年度まで	113,101
警察総合情報管理システム整備事業	平成30年度から平成34年度まで	101,472
刑事警察器材整備事業	平成30年度から平成36年度まで	7,322
サイバー犯罪対策器材整備事業	平成30年度から平成32年度まで	2,351

一般会計

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有施設整備費	2,185,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
緊急防災・減災費	379,000			
並行在来線費	251,000			
老人福祉施設費	189,000			
水道事業出資金	4,000			
公事等補助費	11,530,600			
県単独農林水産業施設整備事業費	10,000			
北陸新幹線整備費	663,000			
直轄事業費金	9,802,100			
公園整備事業費	408,000			
公営住宅建設費	67,000			
合併推進事業費	1,307,300			
地方道整備費	3,842,000			
自然災害防止費	335,000			
警察施設整備費	134,000			
臨時高等学校費	329,000			

特別支援学校 建設事業費	44,000			
地域活性化 事業費	67,000			
施設整備補助 事業費	472,000			
補助直轄災害 復旧事業費	1,912,000			
単独災害復旧 事業費	61,000			
行政改革推進 事業費	1,000,000			
退職手当債	600,000			
臨時財政対策債	26,500,000			
計	62,092,000			

議案第 2 号

平成29年度富山県物品調達等管理特別会計予算

平成29年度富山県の物品調達等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ720,751千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000千円と定める。

平成29年2月27日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰越金			3,010
	1 繰越金		3,010
2 諸収入			717,741
	1 雑収入		717,741
歳入合計			720,751
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総務費			720,751
	1 総務管理費		720,751
歳出合計			720,751

議案第 3 号

平成29年度富山県公債管理特別会計予算

平成29年度富山県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 164,428,635 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成29年2月27日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			96,740,635
	1 一般会計繰入金		92,363,965
	2 基金繰入金		4,376,670
2 県 債			67,688,000
	1 県 債		67,688,000
歳 入 合 計			164,428,635
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 公 債 費			164,428,635
	1 公 債 費		164,428,635
歳 出 合 計			164,428,635

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	67,688,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 4 号

平成29年度富山県収入証紙特別会計予算

平成29年度富山県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,662,672 千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年 2月27日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 証 紙 収 入			3,662,671
	1 証 紙 収 入		3,662,671
2 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
歳 入 合 計			3,662,672
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 出 金			3,662,672
	1 他 会 計 繰 出 金		3,662,672
歳 出 合 計			3,662,672

議案第 5 号

平成29年度富山県母子父子寡婦福祉資金 特別会計予算

平成29年度富山県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 95,820千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

平成29年2月27日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			260
	1 一般会計繰入金		260
2 繰 越 金			34,135
	1 繰 越 金		34,135
3 諸 収 入			61,425
	1 県預金利子		35
	2 貸付金元利収入		61,270
	3 雑 入		120
歳 入 合 計			95,820
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 民 生 費			95,820
	1 児童福祉費		95,820
歳 出 合 計			95,820

議案第 6 号

平成29年度富山県中小企業活性化資金特別会計予算

平成29年度富山県の中小企業活性化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,443,322千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300,000千円と定める。

平成29年2月27日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			1,600,000
	1 一般会計繰入金		1,600,000
2 繰 越 金			101,154
	1 繰 越 金		101,154
3 諸 収 入			422,168
	1 県預金利子		1,086
	2 貸付金元利収入		419,582
	3 雑 入		1,500
4 県 債			320,000
	1 県 債		320,000
歳 入 合 計			2,443,322
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 商 工 費			2,443,322
	1 工 鉦 業 費		2,443,322
歳 出 合 計			2,443,322

中小企業活性化資金特別会計

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中 小 企 業 高 度 化 資 金	320,000	普 通 貸 借 又 是 証 券 発 行	% 5.0以内	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 7 号

平成29年度富山県就農支援資金特別会計予算

平成29年度富山県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,075千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月27日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			367
	1 一般会計繰入金		367
2 繰 越 金			33,812
	1 繰 越 金		33,812
3 諸 収 入			18,896
	1 県預金利子		10
	2 貸付金元利収入		18,886
歳 入 合 計			53,075
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			53,075
	1 農林金融対策費		53,075
歳 出 合 計			53,075

議案第 8 号

平成29年度富山県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成29年度富山県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,119千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年 2月27日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰入金			1,119
	1 一般会計繰入金		1,119
2 繰越金			24,038
	1 繰越金		24,038
3 諸収入			45,962
	1 県預金利子		1
	2 貸付金元利収入		45,960
	3 雑収入		1
歳入合計			71,119
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農林水産業費			71,119
	1 水産業費		71,119
歳出合計			71,119

議案第 9 号

平成29年度富山県林業振興・有峰森林特別会計予算

平成29年度富山県の林業振興・有峰森林特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 302,323 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、65,000 千円と定める。

平成29年 2 月 27 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		26,003
	1 負 担 金	26,003
2 使用料及び手数料		90,001
	1 使 用 料	90,001
3 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 入 金		46,121
	1 一 般 会 計 繰 入 金	46,121
5 繰 越 金		29,401
	1 繰 越 金	29,401
6 諸 収 入		110,796
	1 県 預 金 利 子	120
	2 貸 付 金 元 利 収 入	45,495
	3 雑 入	65,181
歳 入 合 計		302,323

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			302,323
	1 林 業 費		302,323
歳 出 合 計			302,323

議案第 10 号

平成29年度富山県奨学資金特別会計予算

平成29年度富山県の奨学資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ199,731千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

平成29年2月27日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			6,444
	1 一般会計繰入金		6,444
2 繰 越 金			36,300
	1 繰 越 金		36,300
3 諸 収 入			156,987
	1 貸付金元利収入		153,556
	2 雑 入		3,431
歳 入 合 計			199,731
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 教 育 費			199,731
	1 教育総務費		199,731
歳 出 合 計			199,731

議案第 11 号

平成29年度富山県公共用地先行取得事業 特別会計予算

平成29年度富山県の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,444,893千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,100,000千円と定める。

平成29年2月27日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 財 産 収 入			327,892
	1 財 産 運 用 収 入		7,520
	2 財 産 売 払 収 入		320,372
2 繰 越 金			17,001
	1 繰 越 金		17,001
3 県 債			1,100,000
	1 県 債		1,100,000
歳 入 合 計			1,444,893
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			7,520
	1 総 務 管 理 費		7,520
2 土 木 費			1,437,373
	1 土 木 管 理 費		110,373
	2 県単独公共用地先行取得事業費		1,322,000
	3 予 備 費		5,000

公共用地先行取得事業特別会計

歳 出 合 計	1,444,893

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
県単独公共用地特別先行取得事業費	平成30年度から 平成31年度まで	300,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>公共用地 先行取得事業費</p>	<p>1,100,000</p>	<p>普通貸借 又は 証券発行</p>	<p>5.0以内[%]</p>	<p>借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。</p>

議案第 12 号

平成29年度富山県「元富山県営水力電気並鉄道事業」 資金特別会計予算

平成29年度富山県の「元富山県営水力電気並鉄道事業」資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,128,600千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月27日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 財 産 収 入			503,296
	1 財 産 運 用 収 入		503,296
2 繰 越 金			6,624,131
	1 繰 越 金		6,624,131
3 諸 収 入			1,173
	1 県 預 金 利 子		1,173
歳 入 合 計			7,128,600
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			7,128,600
	1 総 務 管 理 費		7,128,600
歳 出 合 計			7,128,600

平成29年度富山県港湾施設特別会計予算

平成29年度富山県の港湾施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,079,868千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,600,000千円と定める。

平成29年2月27日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			376,985
	1 使 用 料		376,985
2 繰 入 金			850,881
	1 一 般 会 計 繰 入 金		850,881
3 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
4 諸 収 入			1
	1 雑 入		1
5 県 債			1,852,000
	1 県 債		1,852,000
歳 入 合 計			3,079,868
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 土 木 費			3,079,868
	1 港 湾 費		3,079,868
歳 出 合 計			3,079,868

港湾施設特別会計

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
引船リース事業	平成30年度から 平成39年度まで	232,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
伏木富山港ふ頭 用地造成事業費	1,013,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期 間を含め40年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
荷役機械建設費	839,000			
計	1,852,000			

議案第 14 号

平成29年度富山県工業用地等管理特別会計予算

平成29年度富山県の工業用地等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77,799千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成29年2月27日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			52,189
	1 使 用 料		52,189
2 財 産 収 入			25,294
	1 財 産 運 用 収 入		22,963
	2 財 産 売 払 収 入		2,331
3 繰 越 金			3
	1 繰 越 金		3
4 諸 収 入			313
	1 県 預 金 利 子		1
	2 雑 入		312
歳 入 合 計			77,799
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 臨海工業用地造成事業費			27,278
	1 臨海工業用地造成事業費		27,278
2 太閤山住宅団地造成事業費			2,330

工業用地等管理特別会計

	1 太閤山住宅団地 造成事業費	2,330
3 ふ頭用地造成事業費		48,191
	1 ふ頭用地造成事業費	48,191
歳 出 合 計		77,799

平成29年度富山県流域下水道事業特別会計予算

平成29年度富山県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,343,542千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

平成29年2月27日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		3,037,057
	1 負 担 金	3,037,057
2 国 庫 支 出 金		1,779,000
	1 国 庫 補 助 金	1,779,000
3 繰 入 金		1,306,473
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,306,473
4 繰 越 金		70,853
	1 繰 越 金	70,853
5 諸 収 入		158,659
	1 受 託 事 業 収 入	148,659
	2 雑 収 入	10,000
6 県 債		991,500
	1 県 債	991,500
歳 入 合 計		7,343,542

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 流域下水道事業費			7,343,542
	1 流域下水道建設費		4,849,329
	2 流域下水道管理費		2,484,213
	3 予備費		10,000
歳 出 合 計			7,343,542

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター1号汚泥溶融施設改築工事委託	平成30年度	810,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	991,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後に おいては、当該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

平成29年度富山県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度富山県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 富山県立中央病院

(1) 事業量

(ア) 病床数	733床
一般病床	665床
結核病床	16床
感染症病床	2床
精神病床	50床

(イ) 患者数

入院患者	年間	227,500人	1日平均	623人
外来患者	年間	362,000人	1日平均	1,484人

(2) 主要な建設改良事業

医療器械整備	520,983千円
--------	-----------

2 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

(1) 事業量

(ア) 病床数	202床
一般病床	202床

(イ) 患者数

入院患者	年間	66,400人	1日平均	182人
外来患者	年間	70,800人	1日平均	290人

(2) 主要な建設改良事業

療養介護病棟整備事業	263,150千円
中央駐車場消雪設備整備事業	117,520千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		27,023,358千円
第1項 医業収益		24,018,445千円
第2項 医業外収益		3,004,912千円
第3項 特別利益		1千円

	支	出
第1款 病院事業費用		27,298,033千円
第1項 医業費用		26,490,446千円
第2項 医業外費用		447,086千円
第3項 特別損失		360,001千円
第4項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,492,930 千円は、当年度分損益勘定留保資金 1,492,930 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,283,905千円
第1項 企業債		860,000千円
第2項 補助金		73,005千円
第3項 出資金		231,055千円
第4項 固定資産売却代金		117,345千円
第5項 資本剰余金		2,500千円

	支	出
第1款 資本的支出		2,776,835千円
第1項 建設改良費		1,201,653千円
第2項 企業債償還金		1,574,682千円
第3項 予備費		500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山県立中央病院 医薬品供給管理業務委託	平成30年度から 平成31年度まで	55,866
富山県立中央病院 生化学・免疫検査装置シ ステム保守業務委託	平成30年度から 平成35年度まで	78,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
富山県立中央病院 空調改修事業費	155,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 %	借入れの年から据置期 間を含め30年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
富山県立中央病院 医療器械 整備事業費	338,000			
富山県リハビリテー ション病院・こども 支援センター療養介 護病棟整備事業費	253,000			
富山県リハビリテー ション病院・こども 支援センター中央駐 車場消雪設備整備 事業費	114,000			
計	860,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,417,981千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,935,232千円

(2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,226,755千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,020,089千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療器械	生化学・免疫検査装置システム	1
	医療器械	内視鏡支援下手術用顕微鏡システム	1

平成29年2月27日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

平成29年度富山県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度富山県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|------------|-----|-------------|
| (1) 年間販売電力量 | 507,086MWh | | |
| (2) 主要な建設改良事業 | 地熱資源開発調査事業 | 事業費 | 500,000千円 |
| | 固定資産改良事業 | 事業費 | 1,423,909千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	4,890,550千円
第1項 営業収益	4,749,487千円
第2項 財務収益	3,952千円
第3項 営業外収益	137,091千円
第4項 特別利益	20千円
支 出	
第1款 事業費	4,176,491千円
第1項 営業費用	3,977,546千円
第2項 財務費用	76,804千円
第3項 営業外費用	117,121千円
第4項 特別損失	20千円
第5項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,759,786千円は、当年度分損益勘定留保資金1,142,128千円、過年度分損益勘定留保資金617,658千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	711,664千円
第1項 補助金	339,166千円
第2項 投資及び貸付金償還金	372,478千円
第3項 受託工事収入	10千円
第4項 雑入	10千円

支 出

第1款 資本的支出	2,471,450千円
第1項 建設改良費	1,923,909千円
第2項 受託工事費	10千円
第3項 企業債償還金	536,864千円
第4項 国庫補助金返還金	6,667千円
第5項 予備費	4,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
主要変圧器更新工事費	平成30年度	129,384
発電所主要機器更新工事費	平成30年度	361,692
発電所ランナ更新工事費	平成30年度	81,021
発電所主要機器等修繕工事費	平成30年度	203,364
送電用機器更新工事費	平成30年度	28,403

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 623,603千円 |
| (2) 交際費 | 190千円 |

平成29年2月27日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

平成29年度富山県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度富山県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	40,102,020m ³		
(2) 主要な建設改良事業	西部水道用水供給事業	事業費	569,439千円
	東部水道用水供給事業	事業費	48,138千円
	固定資産改良事業	事業費	343,096千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	2,075,023千円
第1項 営業収益	1,953,957千円
第2項 営業外収益	121,046千円
第3項 特別利益	20千円
支 出	
第1款 事業費	1,859,055千円
第1項 営業費用	1,740,963千円
第2項 営業外費用	117,572千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額984,615千円は、当年度分損益勘定留保資金718,920千円、過年度分損益勘定留保資金265,695千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	606,981千円
第1項 企業債	524,000千円

第2項	長期借入金	48,971千円
第3項	出資金	34,000千円
第4項	雑入	10千円

支 出

第1款	資本的支出	1,591,596千円
第1項	建設改良費	960,673千円
第2項	企業債償還金	628,770千円
第3項	他会計補助金返還金	2,153千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部水道用水費 供給事業費	473,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期 間を含め40年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
東部水道用水費 供給事業費	51,000			
計	524,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 244,683千円

(2) 交際費 55千円

(他会計からの補助金)

第9条 水源開発及び広域化対策に要する経費にあてるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、70,000千円と定める。

平成29年2月27日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

平成29年度富山県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度富山県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 74,319,110m³

(2) 主要な建設改良事業

西部工業用水道建設事業	事業費	522,083千円
利賀川工業用水道建設事業	事業費	19,760千円
固定資産改良事業	事業費	258,463千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	2,169,236千円
第1項 営業収益	2,002,077千円
第2項 営業外収益	167,139千円
第3項 特別利益	20千円

支 出

第1款 事業費	1,742,839千円
第1項 営業費用	1,646,625千円
第2項 営業外費用	95,694千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,292,614千円は、当年度分損益勘定留保資金710,712千円、過年度分損益勘定留保資金581,902千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	268,238千円
-----------	-----------

第1項 企業債	246,000千円
第2項 長期借入金	9,667千円
第3項 補助金	4,000千円
第4項 受託工事収入	7,571千円
第5項 工事負担金	1,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,560,852千円
第1項 建設改良費	800,306千円
第2項 受託工事費	7,571千円
第3項 企業債償還金	451,275千円
第4項 他会計借入金償還金	301,700千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部工業用水道建設事業費	71,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
固定資産改良費	174,500			
計	246,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用

に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 99,143千円

(2) 交際費 55千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、74,000千円と定める。

平成29年2月27日 提出

富山県知事 石 井 隆 一

平成29年度富山県地域開発事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度富山県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 駐車場年間総駐車台数 98,185台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	78,562千円
第1項 営業収益	76,711千円
第2項 営業外収益	1,831千円
第3項 特別利益	20千円

支 出

第1款 事業費	49,369千円
第1項 営業費用	42,887千円
第2項 営業外費用	5,962千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額78,285千円は、当年度分損益勘定留保資金17,084千円、過年度分損益勘定留保資金61,201千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	10千円
第1項 雑入	10千円

支 出

第1款 資本的支出	78,295千円
第1項 他会計借入金償還金	78,295千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,943千円

平成29年2月27日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一